

後期高齢者医療について(Q&A)

これまでに秋田県後期高齢者医療広域連合に寄せられた後期高齢者医療保険料に関する質問についてご紹介します。

質問 保険料はどのようにして納めるのですか？

答え 現在、年金の受給を受けている方（年額18万以上）は、年金から天引きされます。それ以外の方は納付書で市町村、または指定されている金融機関窓口で納めることになります。

質問 現在、国民健康保険に加入しており国保税を納付しています。後期高齢者医療保険へ加入後、保険料と国保税を納付していかなければなりませんか？

答え 後期高齢者医療に該当した月から保険料を納めていただくことになりますので、国保税の納付は必要ありません。二重にかかることはありませんのでご安心ください。

質問 現在、健康保険組合の加入している娘の扶養となっています。平成20年11月1日で75歳になり、後期高齢者医療に加入すると聞きましたが、保険料はいくらになりますか？

答え 資格を取得した11月から、均等割分の5割軽減し、その金額をさらに9割軽減した額（1,900円）を加入月数の月割の額を負担していただきます。11月から3月までの5か月間となりますので、保険料は1,600円となります。

質問 現在、年齢は77歳ですが、息子の扶養で社会保険に加入しています。後期高齢者医療保険加入後は、保険料の負担が発生すると聞きましたがいくらになりますか？

答え 4月1日以前に社会保険の扶養になっている方は、平成20年度の保険料が半年間分（4月から10月までの分）無料となり、残りの半年間は、均等割額（38,426円）を5割軽減し、その額をさらに9割減額した金額（1,900円）を支払うこととなります。

■問合せ先
福祉課（八森庁舎 TEL77-2111）
秋田県後期高齢者医療広域連合
（TEL018-838-0610）

質問 国民健康保険税と比べていくら違うか不安です。どちらで聞けばよいでしょうか？

答え 保険料の算定は、広域連合で行っていますが、国民健康保険税に関しては、市町村で行っています。改めて、国保税と後期高齢者保険料の比較表をお知らせいたします。

年賀状印刷承ります
 電話での注文で年賀ハガキお立替えいたします。ご自宅に配達いたします。お気軽にどうぞ。

吉田時計メガネ店
 八峰町八森字中浜15-2 電話:77-2034

皆川薬局 

どちらの処方せんでもお受けします。
 薬剤師 皆川鉄治・皆川真実
 八峰町峰浜沢目駅前 TEL.76-2052・FAX.76-2199
 営業時間 7:00~20:00/休業日 日曜日・祝祭日

38,426円	均等割額（対象者に等しく負担いただく分）
7.12%	所得割率（対象者の所得に応じた分）

※平成20年4月から平成22年3月末までの2年間、所得割率・均等割額は原則変わりません。
 ※所得割率・均等割額は、県内すべて均一です。

◎社会保険などの扶養になっている方の保険料について

対象者の保険料は、平成20年4月から9月までの6ヶ月間は無料となり、平成20年10月から平成21年3月までの6ヶ月間は、均等割額が9割軽減された額（1,900円）となります。

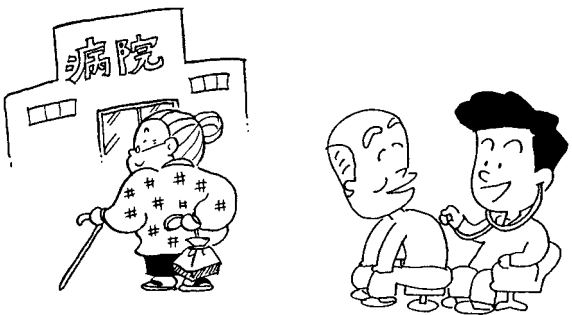
（対象者） 75歳以上の方（注1）で、後期高齢

70~74歳の方の窓口負担は1割に据え置きます

平成20年4月から改正される前期高齢者医療制度について、当初の定められた制度内容が変更となりました。

平成20年4月から平成21年3月までの1年間、窓口負担が「1割」に据え置かれます。昨年の制度改正では、平成20年4月から「2割」に引き上げることとされていました。

※既に3割負担となっている方、後期高齢者医療制度の対象となる一定の障害者認定を受けた方は除きます。



【秋田県後期高齢者医療保険料率】

平成20年4月より後期高齢者医療制度が始まります。

11月26日に開催された秋田県後期高齢者医療広域連合議会定例会において、保険料率が決まりましたのでお知らせします。

来年4月からスタートする 後期高齢者医療保険料が決定しました

現在、老人医療に加入されている方（75歳以上もしくは一定の障がいがある方は65歳以上）は、来年4月1日から後期高齢者医療保険料がかかります。

保険料の計算方法

後期高齢者医療保険料（年額）は、対象者の所得に応じて負担いただく所得割と、対象者に等しく負担いただく均等割との合計額（100円未満切捨て）になります。保険料の上限額は50万円です。

所得割の額は、対象者本人の基礎控除後の総所得金額等をもとに計算されます。

者医療の被保険者になる日の前日（平成20年3月31日または75歳の誕生日の前日）において被用者保険（注2）の被扶養者となっている方（注1）65~74歳で一定の障害認定を受けた方を含みます

（注2） 政府管掌健康保険や、企業の健康保険、公務員の共済組合等、いわゆる「サラリーマン」の健康保険であり、国民健康保険は該当しません。

（注3） 昨年の制度改正では、被用者保険の被扶養者の方については、後期高齢者医療制度の被保険者となった日の属する月から2年間、被保

■問合せ先
 福祉課（八森庁舎TEL77-2111）
 秋田県後期高齢者医療広域連合
 （TEL018-838-0610）

現在、国民健康保険や健康保険に加入されている方は、4月1日から国保、社保から脱退し新たに後期高齢者医療保険制度に加入することになります。

除者均等割を5割軽減することとされていますが、今回の措置はこれに加えて行うものです。